

京都市中央斎場告別ホール等業務の受託候補者選定に係る

公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨・目的

京都市中央斎場（以下、「中央斎場」という。）は、故人と遺族が最後の時間を共に過ごす空間であり、市内唯一の火葬場です。火葬に関わるすべての職員は、遺族の気持ちを慮り、誠心誠意遺族に尽くすことを念頭に業務に携わっています。

本プロポーザルは、今後、多死社会を迎えるに当たり、火葬件数の増加が見込まれる中、引き続き中央斎場を安定的に運営していくため、告別ホール業務等について、価格のみではなく、事業者の業務実績、専門性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定することを目的とします。

2 委託業務の内容

別紙「京都市中央斎場告別ホール等業務委託仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募する事業者は次の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 会社更生法または民事再生法による手続を行っていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）において、類似の業務（斎場の運営等業務）を政令指定都市から元請として受託し、履行した実績を有すること（指定管理者として選定されたものを含む）。
- (5) 令和5年3月1日から契約締結予定日（令和5年4月1日）の間に、業務引継ぎ期間として、実際に業務に当たる従業員を、中央斎場に配置できること。
- (6) 京都市契約事務規則第4条第2項及び第22条第2項の規定に基づく競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (7) 本公募の開始日から契約締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

4 応募方法

受託を希望する事業者は、次のとおり、必要書類を持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

提出先はすべて、「9 問合せ及び提出先」のとおりです。提出期限までに到着しなかった場合は、応募がなかったものとみなします。

(1) 参加表明

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1、記入・押印済みのもの）：1部

(イ) 会社概要（様式2）：1部

イ 提出期限

令和5年1月27日（金）午後5時（必着）

(2) 企画提案

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（以下a～iの様式）：8部

a 企画提案書（様式3）

b 過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）に政令指定都市から受託した類似の業務履行実績（様式4）

c 今年度における類似業務の受託実績（様式5）

d 故人の尊厳や遺族感情に配慮するための取組（様式自由）

e 仕様書に定める業務内容の履行方法（様式自由）

f 受託に際してのアピールポイントや業務に関する提案等（様式自由）

g 業務従事者の配置計画及び本市との連絡体制（様式6）

h 業務従事者の安全衛生に対する配慮や取組（様式自由）

i 緊急時における業務体制の確保について（様式自由）

(イ) 見積書：1部（様式自由）

※ 京都市長宛とすること。

※ 見積額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。

イ 提出期限

令和5年2月3日（金）午後5時（必着）

5 選定方法

(1) 選定会議

保健福祉局内に設置する「京都市中央斎場 告別ホール等業務受託者選定会議」（以下「選定会議」という。）により、受託候補者の選定を行います。

(2) プレゼンテーションの実施

選定に当たっては、応募事業者から事前に提出された企画提案書の内容に関するプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの日時は2月中旬を予定していますが、日時や場所等の詳細については、参加表明締切後に別途連絡します。

応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類の審査のみを行い、選定を行う場合があります。

(3) 評価方法

別表「京都市中央斎場 告別ホール等業務委託」提案に係る評価基準に基づき、選定会議構成員が採点を行い、評価項目毎に全構成員の採点を平均し、その全評価項目分を合計して応募者の評価点とします。

(4) 受託候補者の選定

最低限の評価点を上回った者を対象として、プレゼンテーション後の選定会議において集計結果を確認し、最も評価点が高い者を受託候補者として選定します。

また、応募事業者が1者のみであっても、公募は成立することとします。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、選定対象外または失格となった事業者を除く全応募事業者に通知します。

(6) 選定結果の公表

受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の名称及び評価点(失格となった事業者を除く)を本市ホームページにおいて公表します。

6 委託金額

(1) 委託金額の上限

32,000,000円(消費税及び地方消費税込み)

上限を超える価格を提示した場合は、選定対象外とします。対象外となった応募事業者には、企画提案書の提出締切後、その旨を速やかに通知します。

(2) 最低制限価格の設定

委託金額には最低制限価格を設定しており、設定価格未満の金額を提示した場合は選定対象外とします。対象外となった応募事業者には、企画提案書の提出締切後、その旨を速やかに通知します。

7 本プロポーザルに関する質問

応募を検討する事業者で、本プロポーザルに関する質問がある場合は「9 問合せ及び提出先」に記載のメールアドレスに、件名を「京都市中央斎場 告別ホール等業務に関する質問」としたうえで、電子メールでお送りください。

(1) 質問受付期間

本実施要項を京都市情報館に掲載した日から、令和5年1月19日(木)午後5時まで

(2) 質問に対する回答

令和5年1月25日(水)までに、京都市情報館に掲載予定です。

(3) その他

ア 電子メール以外での質問は一切受け付けません。

イ 委託金額の積算方法に関する質問や、最低制限価格を推察するための質問については回答しません。

ウ 応募に関連性がないと本市が判断した質問には回答しません。

8 契約手続

選定結果の通知後、受託予定者と協議のうえ、最終見積書の提出を受け、仕様内容を決定して契約を締結します。

協議が整わなかったときは、次に高い評価を得た応募事業者を受託候補者とし、同様に契約締結の協議を行います。

なお、本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合があります。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切負いません。

9 問合せ及び提出先

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル 6階

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 森下・中村

電話：075-222-3433 メール：eisei@city.kyoto.lg.jp

10 その他

- (1) 応募事業者が次の各号に該当した場合は、直ちに失格とし、当該事業者には通知します。
 - ア 応募資格を満たさないこと、もしくは満たさなくなったことが判明したとき。
 - イ 提出書類及びプレゼンテーション内容に虚偽があったとき。
 - ウ 提出書類が不足または内容に軽微ではない不備があるとき。
 - エ 選定に影響を与えるような不誠実な行為があったとき。
- (2) 企画提案書の締切後は、選定結果が出るまで来庁を控えてください。本事業への応募に関連し連絡事項等がある場合は、電話もしくは電子メールを利用してください。
- (3) 提出書類の作成及び提出に関する費用等、本業務への応募に関連する費用はすべて応募事業者の負担とし、応募後に失格となった場合も同様とします。
- (4) 提出書類等の返却は一切行わず、応募後に失格となった場合も同様とします。
- (5) 現地見学を希望する場合は、令和5年1月13日（金）の午後5時までに「9 問合せ及び提出先」に記載のメールアドレスに、件名を「京都市中央斎場 告别ホール等業務に係る現地見学について」としたうえで、電子メールお送りください。お送りいただいたメールにて集合日時等の詳細を返信させていただきます。ただし、中央斎場運営の都合上、現地見学を実施できない場合がありますので予めご了承ください。

11 スケジュール

内 容	日 時
質問受付期間	令和5年1月19日（木）午後5時まで
※質問に対する回答	令和5年1月25日（水）（予定）
参加表明書受付締切	令和5年1月27日（金）午後5時まで
企画提案書受付締切	令和5年2月3日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和5年2月中旬（予定）
受託候補者決定	令和5年2月中旬（予定）
業務引継開始	令和5年3月1日（水）
契約締結	令和5年3月下旬
業務委託開始	令和5年4月1日（土）

(別表)

「京都市中央斎場 告別ホール等業務委託」提案に係る評価基準

項目	基準	配点
故人の尊厳、 遺族感情への配慮	故人の尊厳や遺族の宗教的感情に十分な配慮がされているか。	20
業務の実施体制	業務の遂行に十分な組織体制（経験者の配置等）であるか。	20
	緊急時（業務従事者が急に欠けた場合等）に適正な対応ができる組織体制であるか。	10
	業務従事者への教育（技術、接遇等）体制が十分であるか。	10
企画提案の内容	仕様書上の業務内容を実施するに当たり適切かつ効果的な履行方法であるか。	10
	アピールポイントや業務に関する提案があるか。	10
受託実績	他政令指定都市等からの受託実績	10
見積金額	経費の縮減が図られているか。	10
(合計)		100